福山市広告事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し民間企業等の広告を掲載すること又は民間企業等の広告を掲載した物品等の寄附を受けることにより、広告掲載料収入を得る事業又は経費を節減する事業（以下これらを「広告事業」と総称する。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（広告事業の目的）

第２条　広告事業を実施する目的は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市の資産の有効活用による新たな財源の確保及び経費の節減

(2) 官と民の協働の視点による市民サービスの提供

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体　次に掲げる資産のうち広告の媒体として活用できる資産をいう。

ア　市の発行する印刷物

イ　市のホームページ

ウ　市の土地、建物、車両等の財産

エ　その他市の資産のうち市長が定めるもの

(2) 広告掲載　広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(3) 広告主等　広告媒体に広告掲載を行う者（以下「広告主」という。）又は広告主に代って広告の掲載に必要な手続等を行う者（以下「広告取扱者」という。）をいう。

（広告の内容）

第４条　その内容が次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性があるもの又は選挙に関するもの

(4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人の名前の広告

(7) 人権侵害、差別若しくは名誉毀損となるもの又はそのおそれがあるもの

(8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

(10)　良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの

(11)　その他市長が不適当であると認めるもの

２　前項に定めるものその他の広告に関する基準は、市長が別に定める。

（募集要項の作成）

第５条　広告の募集は、広告媒体、広告の規格、広告掲載の位置及び期間、広告掲載料、広告のデザインその他の広告媒体ごとに必要な基準及び広告主等の選定方法その他広告掲載に関し必要な事項を定め、広告媒体ごとに募集要項を作成し、これを示して行わなければならない。

（広告事業審査会）

第６条　広告主の選定、広告内容その他広告事業の実施に関し必要な事項を審査するため、広告事業

審査会（以下「審査会」という。）を設置する。ただし、広告取扱者の広告掲載基準に相当するものに関する審査については、総務部総務課において行うものとする。

２　審査会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（広告掲載の決定）

第７条　市長は、広告主から広告掲載の申込みがあったときは、審査会の審査を経て、掲載の可否を決定する。ただし、広告取扱者からの申込みについては、この限りではない。

（申込者への通知）

第８条　市長は、広告掲載の可否の決定後は、速やかに決定内容を広告掲載の申込みをした者に通知するものとする。

２　前項の規定による通知が、広告掲載を可とするものであるときは、当該通知に広告掲載料の納付期限及び広告原稿の提出期限を記載するものとする。

（広告主等の責務）

第９条　広告掲載に当たっては、広告主等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

(2) 広告掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主等の責任及び負担において解決しなければならない。

(3) 広告掲載の申込みまでに、広告に関連する財産権について、その権利の処理が完了していなければならない。

(4) 広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

（広告掲載の中止）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を中止することができる。

(1) 広告主等が、期限までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告主等が、期限までに広告原稿を提出しなかったとき。

(3) 広告主等が、第９条各号に違反したことが判明したとき。

(4) その他広告掲載が不適当であると判断したとき。

(5) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

２　市は、前項の規定により広告の掲載を中止したことにより広告主等が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

３　第１項の規定により広告の掲載を中止した場合は、既納の広告掲載料は返還しない。ただし、同項第５号に規定する場合は、この限りでない。

（広告事業の特例）

第１１条　市長は、広告事業の実施に関し、この要綱の規定により難いと認めるときは、別に定めることができる。

（雑則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、２０１２年（平成２４年）１２月１８日から施行する。

附　則

この要綱は、２０１４年（平成２６年）３月１４日から施行する。

附　則

この要綱は、２０１９年（令和元年）８月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、２０２４年（令和６年）４月１日から施行する。

〈参考〉広告掲載までの基本的な流れ

